

千葉県いじめ防止基本方針（概要）

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

○千葉県のいじめの状況

- ・平成28年度認知件数：32,228件、児童生徒1,000人あたり49.7件（全国6番目）
→認知件数が多いことを過大に問題視せず、積極的にいじめを認知し、解消することが重要

○基本理念

- ・すべての児童生徒が「いじめは絶対に許されない」と正しく認識すること、いじめへの対処を理解し行動できる力を身につけることが、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えるための中核
- ・いじめを受けた児童生徒・助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが重要

○いじめの定義

- ・いじめの定義に基づき、いじめを意図して行った行為ではなく、また、継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

○県が実施すべき施策

(1) 基本的事項

- ・本県の実情に応じたいじめの防止等に関する施策を策定し、実施
- ・県外の学校に通う児童生徒についても、他の地方公共団体と連携して支援

(2) 相談及び情報収集体制の充実

- ・相談窓口の設置、人員の確保等、児童生徒・保護者への周知徹底
- ・教職員が安心して相談できる体制づくり（学校内の組織＋県の相談組織）
- ・県において継続的な情報収集を実施

(3) いじめの予防のための取組の推進

- ・児童生徒自らいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組
「いのちを大切にするキャンペーン」、「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし「考え、議論する」ことを意識した道徳教育、道徳映像教材の活用など
- ・児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取組
「豊かな人間関係づくり実践プログラム」など

(4) いじめの早期発見のための取組の推進

- ・定期的なアンケート調査、個人面談等の推進

(5) 人材の確保及び資質の向上

- ・研修の充実を通じた教職員の資質の向上、教職員配置の充実
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の確保と適切かつ十分な配置

(6) 啓発活動

- ・「24時間子供SOSダイヤル」等の相談機関の周知徹底
- ・いじめ防止啓発強化月間（毎年4月）における取組強化
- ・「いじめ防止啓発カード」「いじめ防止啓発リーフレット」の配付

(7) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

- ・児童生徒への情報モラル教育や教員のネットいじめ対策研修、教員及び保護者への啓発のための研修等への講師派遣事業
- ・ネットいじめ事案に対処する体制の整備・・・「ネットパトロール」等

(8) 調査研究

- ・継続的な調査研究の実施 → 関係機関との共有

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

○学校及び学校の教職員の役割

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・年間の学校教育活動全体を通じた学校いじめ対策組織の活動を具体的に記載している
- ・学校におけるいじめの相談・通報窓口を示している
- ・学校の取組状況について、学校評価項目に設定している
- ・いじめ事案が発生した場合の報告連絡体制について定めている 等

(2) 学校におけるいじめの防止等のための組織

「生徒指導部会」等既存の組織を活用し、すべての教職員が参画できるよう人員配置を工夫

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

未然防止、早期発見、いじめに対する措置にあたっての留意点を提示

例)・教職員が自らの言動の影響力を十分に認識する必要

- ・アンケート調査の計画的な実施と個別面談の機会の設定
- ・発達障害を含む障害のある児童生徒、LGBT、東日本大震災・原発事故避難児童生徒への適切な対応
- ・いじめが解消している状態 ①いじめに係る行為が止んでいる状態が継続(3カ月を目安)していること、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ・いじめの被害者、助けようとした児童生徒の安全確保を最優先し、ケアを開始 等

○保護者の役割

- ・児童生徒がいじめを受けた場合に適切に保護する → 保護者への働きかけが必要(啓発資料等)
- ・いじめが絶対に許されない行為であることを理解させる → 家庭教育の役割も重要

○重大事態への対処

※重大事態=いじめにより、①児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある、②児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある

(1) 重大事態に関する調査

- ・児童生徒又は保護者からの申立てがあった場合は、重大事態が発生したものと迅速に報告・調査
- ・学校は速やかに認知報告(県立・私立学校 → 県 → 知事、市町村立学校 → 市町村 → 市町村長)
- ・調査主体の決定(学校又は学校の設置者)
- ・調査の実施と報告

(2) 知事による再調査

知事は(1)の調査結果について、必要があると認めるときは、再調査ができる。

(3) 関係機関が重大事態の対処等を実施しない等の相談を県が受けた場合

県は関係機関に連絡して対応を依頼したり、必要な助言を行う等により、対処が進むよう努める。

(4) 重大事態が県外で発生している場合

当該地方公共団体に連絡する等により、対処が進むよう努める。

(5) 市町村との連携による再調査

市町村における調査の結果を踏まえ、当該市町村と連携の下、知事が調査できる。

第3 いじめの防止等のための対策の評価及び検証方法に関する事項

いじめ防止対策の実施状況等を毎年千葉県いじめ対策調査会に提出し、点検評価を受け、各種施策を改善

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

○調査結果等の資料の保存

各設置者の定める文書の保存に関する規則に従い適切に取り扱う。

○教職員の業務の精選

○県基本方針の見直し

評価・検証に基づき、必要があると認められるときは、改善のための見直しを実施